平成２８年（フ）第３１号
仙台市太白区四郎丸字渡道54番地の６
債務者　熊澤　玲子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
仙台市若林区木ノ下１丁目５番１号　Ｓ荘１、従前の住所仙台市太白区東中田３丁目10番23号　メゾンハッピネスⅡ－203
債務者　東海林秀子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
仙台市若林区河原町２丁目11番10号　ビューパレス河原町201
債務者　船ヶ澤恵美子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
福島市腰浜町28番34号　カーサ腰浜206
債務者　猪股　里香（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
茨城県下妻市下木戸44番地３　ウイング21下妻203
債務者　内海　昌代
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１１号
茨城県古河市桜町１番66号　さくらフローラル102号室、前住所茨城県古河市駒羽根800番地10　エミネンス203
債務者　磯崎　達也
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１２号
茨城県古河市諸川570番地14　リヴェールハイツＣ101
債務者　村上　秀行
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４号
茨城県古河市諸川2042番地３　アビタシオン103号
債務者　石島　美紀（旧姓尾花）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６号
茨城県古河市水海2981番地18　グランド・メゾン　354　102号室、前住所茨城県下妻市北大宝256番地１　大東ハイツ北大宝101
債務者　久保なつこ
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１７号
茨城県古河市諸川744番地５、前住所東京都豊島区長崎２丁目22番３号　ベルウッド鈴木102号
債務者　古賀　正行
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６号
富山県砺波市千代31番地２　エクセトールＫ101
債務者　斉藤　忠彦（旧姓三沢）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２３３号
長野市大字上ケ屋2471番地676
債務者　中原しのぶ
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
長野県須坂市墨坂南５丁目５番17号
債務者　伊藤智江子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
長野県上田市別所温泉1860番地１　県住Ｄ－102号
債務者　谷本　素子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第６号
山形市東青田３丁目２番30号　ブルーリジェールＣ　203号
債務者　猪股とき子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１号
山形市山家町２丁目１番25号　エレガンテクレアール　303号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2732番地５
債務者　齋藤　克己
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
山形市元木１丁目３番14号　ウィンドミル205号
債務者　三上麻紀子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山形地方裁判所民事部